

# 漁業就業促進に向けた研修等の運用について

## 1. 事業の目的

高等学校、大学、専門学校等の学生で、沿岸漁業への就業予定又は検討している者等を対象として、漁業の体験、青年漁業者との交流、漁業実態の学習等を現地等で行い、本県沿岸漁業への理解を深めることで就業を促し、新規就業者の確保を目的とする。

## 2. 事業実施主体

長崎県

## 3. 事業実施の基準

### (1) 研修者

高等学校、大学、専門学校等の学生で、卒業後に本県の沿岸漁業への就職を予定または検討している者等で学校長が推薦する者とする。

なお、研修人数は予算の範囲内とする。

### (2) 研修受入先

県内の漁業士、先進漁家、水産会社等

### (3) 研修期間

実研修日数を3日間以内とし、必要に応じてその前後を旅行日とする。

### (4) 研修内容

研修先における漁業の体験、地元青年漁業者との交流、漁業実態の学習などを通して漁業への理解を深める。

### (5) 研修者の費用等

ア、研修期間の旅費等については、県職員に準じ、学校所在地から研修地間の往復交通費、宿泊費及び宿泊手当を支給する。

イ、旅費等の支給対象は、九州各県及び山口県以外を移動の起点とする者は、長崎空港、その他本県内の到着地等を起点とする。ただし、研修地が五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市である場合は、博多駅もしくは福岡空港を起点とする。

ウ、旅費等の支給額は1人当たり10万円以内とする。

エ、必要に応じて研修期間中は傷害保険に加入するものとし、費用については県が負担する。

オ、研修受入者へは研修指導料として、予算の範囲内で謝金等を支給する。

カ、その他、必要に応じて県が認められた経費等について支給する。

## 4. その他

(1) 学校長等は、研修者の推薦書(様式1)、未成年の場合は保護者の同意書(様式2)を水産部長に提出するものとする。

( 2 ) 研修者は、研修終了後報告書(様式3)を学校長等を経由して提出するものとする。

附則 この運用は令和5年10月2日から適用する

この運用は令和7年7月9日から適用する